

日戊子、上皇自四辻仙洞遷幸鳥羽殿、十三日乙未、上皇鳥羽行宮遷御隱岐國、甲冑勇士圍御輿前後、御共女房兩三輩、内藏頭清範入道也。但彼入道、自路次俄被召返之間、施藥院使長成入道、左衛門尉能茂入道等、追令參上云々、廿日壬寅、新院遷御佐渡國、花山院少將能氏朝臣、左兵衛佐範經、北面左衛門大夫康光等供奉、女房二人同參、廿七日庚戌、上皇著御于出雲國大濱湊、於此所遷座御船、御共勇士等給暇、大略以歸路付彼便風、被獻御歌於七條院并修明門院等云々。

タラチメノ消ヤラデマツ露ノ身ヲ風ヨリサキニイガデトハマシ

シルラメヤ憂メヲミホノ浦千鳥ナクシボル袖ノケシキヲ

八月五日丙辰、三〇三恐誤、上皇遂著御于隱岐國阿摩郡苅田郷、閏十月十日庚寅、土御門院遷幸土佐國、移阿波國土御門大納言定通寄御東、君臣互咽悲涙、女房四人、并少將雅具、侍從俊平等候御共、

〔承久三年記〕七月六日戊子、今日一院○後自四辻殿御所、鳥羽殿渡御、武士沙汰也、十三日乙未、今日、一院御流罪、辰之時、隱岐國、廿一日癸卯、今日、新院○順御流罪、佐土國、

〔增鏡新島守〕承久も三年になりぬ、略中さても院鳥羽のおぼしかまふる事、忍ぶとすれば漸洩聞えて、ひがし様にも其心づかひすべからめり、東の代官にて伊賀の判官光季といふものあり、かつがつ彼を御勘事のよし仰せらるれば、御方に参る兵共押寄たるに、遁るべき様なくて腹切てけり、先いとめでたしとぞ院はおぼしめしける、東にもいみじうあわてさわぐ、略中六月廿日あまりにや、いくばくの戦ひだになくて、終に御方の軍破れぬ、荒磯にたか亥ほなきのさしくるやうにて、泰時と時房亂れ入ねれば、いはん方なくあきれて、上下只物にぞあたりませふ、東よりいひおこするまゝに、彼ふたりの大將軍はからひおきてつゝ、保元の例にや、院の上、都の外に移し奉るべしと聞ゆれば、女院宮々所々におぼしませふ事さらなり、本院は隱岐の國におはしますべければ、先鳥羽殿へ、あじろ車のあやしげなるにて七月六日入せ給、今日を限りの御ありきあさ